地の項中

千分の千七十八	千分の千八十四
千分の千八十七	千分の千九十三
千分の千	千分の千
千分の千八十六	千分の千九十二
千分の千八十七	千分の千九十三
千分の千七十七	千分の千八十三
千分の千八十七	千分の千九十三
千分の千八十四	千分の千九十
千分の千八十六	千分の千九十三
千分の千九十	千分の千九十七
千分の千八十七	千分の千九十三
千分の千	千分の千九十三
千分の千八十六	千分の千九十二

を

に改め、同表四級地の項を削り、同表五級地の項中「五級地」を「四級地」に改め、同表六級地の項を削り、同表七級地の項中「七級地」を「五級地」に改め、同表八級地の項を削り、同表九級地の項中「九級地」を「六級地」に改め、同表十級地の項を削り、同表十一級地の項中「十一級地」を「七級地」に改め、第二号イからチまでを次のように改める。

イ　一級地　人事院規則九―四九（地域手当）（以下「規則」という。）別表第一（以下「級地区分表」という。）において一級地とされている地域

ロ　二級地　級地区分表において二級地とされている地域

ハ　三級地　級地区分表において三級地とされている地域及び東京都のうち東久留米市

ニ　四級地　級地区分表及び規則附則別表第一において四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び**逗**子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町

ホ　五級地　東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市

ヘ　六級地　級地区分表及び規則附則別表第一において五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市

ト　七級地　級地区分表及び規則附則別表第一において六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市

チ　その他　イからトまでに掲げる地域以外の地域

第二号リからヲまでを削り、第三号中「は、平成二十一年四月一日」を「及び規則附則別表第一は、平成二十二年四月一日」に改める。

○農林水産省告示第六百九十八号

中央卸売市場の開設の認可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

開設者　松山市

変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
松山市中央卸売市場	松山市久万ノ台三百四十八番地一	野菜及び果実並びにこれらの加工品
中央市場		
松山市中央卸売市場	松山市三津ふ頭一番地二	生鮮水産物及びその加工品
水産市場		

変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
松山市中央卸売市場	松山市久万ノ台三百四十八番地一	野菜及び果実並びにこれらの加工品花き
中央市場		
松山市中央卸売市場	松山市三津ふ頭一番地二	生鮮水産物及びその加工品
水産市場		

変更年月日　平成二十二年四月一日

○国土交通省告示第四百八十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第三項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条第三項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機器とする。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第四項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第四項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。